

確定申告のお知らせ



所得税および復興特別所得税・贈与税

3月17日(月)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税

3月31日(月)までに申告・納税

	振替納税以外の納期限	振替日
所得税 および復興特別所得税	3月17日(月)	4月23日(水)
個人事業者の消費税 および地方消費税	3月31日(月)	4月30日(水)
贈与税	3月17日(月)	利用不可

所得税の確定申告 マイナンバーカード × スマホで e-Tax!!

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



作成コーナー



対応ブラウザを確認
 iPhoneの方 Safari
 Androidの方 Chrome
 ※対応ブラウザ以外でアクセスするとエラーが表示されて次の画面に進めません。

<QRコードの読み取り方法>



Chrome を起動し、Google レンズを利用して QR コードを読み取ります



カメラを起動し、QR コードを読み取ります



検索または URL を入力

※上記以外の方法で読み取った場合、正常に作動しない可能性があります。

2 マイナンバーカードの読み取り

作成開始を選択



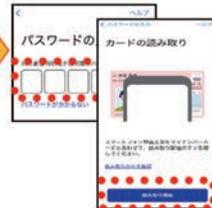
各項目を選択後、e-Tax (マイナンバーカード方式) を選択



マイナンバーカードの読み取りを選択



パスワード (数字4桁) を入力し、カードをスマホにかざし、読み取り開始を選択



① 初めてマイナンバーカードを利用して申告される方は、マイナンバーカードを読み取った後に画面の案内に沿って基本情報の登録を行います。なお、マイナンバーカードによる本人確認をする際に、署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字) を入力する必要があります。

3 収入・控除等を入力

収入等を入力



控除等を入力



4 申告内容の事前確認・送信

送信前の内容確認



「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します

e-Tax送信



送信結果の確認



申告書作成会場のご案内

申告書作成会場は、毎年大変混み合いますので確定申告書は是非、ご自宅などで作成・e-Tax 送信をお願いします。
 ※ 期間中、八戸税務署に「申告書作成会場」は設置していません。完成した申告書等の提出のみの方は、八戸税務署をご利用ください。

会場 八戸ショッピングセンター ラピア 地下1階 ラピアホール

期間 令和7年 2月17日(月)~3月17日(月)
 9時~16時 (土・日・祝日を除きます)

申告書作成会場の入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付が終了している場合、後日の来署をお願いします。入場整理券は、国税庁公式 LINE でオンラインによる事前発行ができます。

●申告書作成会場ではスマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書等を作成していただきますので、次のものをお持ちください。

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカードの2つのパスワード
 [利用者証明用(数字4桁)、署名用(英数字6~16文字)]
- ③ スマートフォン
- ④ 申告書作成に必要な資料
- ⑤ 添付書類

なお、申告書作成会場来場前にマイナポータル連携をしておくと、医療費やふるさと納税などを申告書に自動で入力でき、スムーズに申告書が作成できます。

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪



e-Taxの5つのメリット



自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます



申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で
申告書が完成!



作成コーナー

マイナポータル連携で
控除証明書等の
データが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です。



マイナポータル連携
の詳細はこちら



確定申告は **マイナポータル連携**で自動入力

一度 ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



収入関係

- 給与所得の源泉徴収票[※]
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

控除関係

- 医療費
- ふるさと納税
- 社会保険
(国民年金保険料・国民年金基金掛金)
- 生命保険
- 地震保険
- iDeCo(個人型確定拠出年金)
- 小規模企業共済掛金
- 住宅ローン控除関係



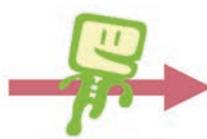
証明書等の
データ



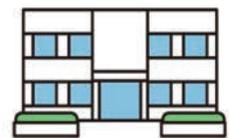
マイナポータル経由で
データを一括取得



確定申告書に
自動入力・自動計算



ご自宅から
e-Taxで送信



税務署

申告と納税は期限内に **八戸税務署** TEL.0178-43-0141